

アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

第1 事業の概要

1 事業名

アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務（以下「本業務」とする。）

2 事業目的

人口減少・少子高齢化の急速な進行により、地域社会の活力が低下する中で、移住・定住を促進することは重要な施策の一つである。本市においても、移住者向けの居住支援や就労支援等に取り組んでいるが、現状は「人を呼びしかけ」にとどまっており、新たな移住・定住の広がりを展開するためには、アーティストのような魅力ある人材を誘致し、地域住民との交流を促進するような「人が人を呼びしかけ」が必要である。

本業務は、市内の中でも特に人口減少・少子高齢化が進む佐賀関・野津原・大南地区等へ県外からアーティストを呼び込むために、地方へのアーティスト移住の実態やニーズ等を把握する移住可能性調査と学校跡地を活用したモデル事業を実施し、本市に移住する動機となり得るインセンティブ策の検討を行うことを目的とする。

3 事業内容

別紙「アーティスト移住可能性調査及びモデル事業業務委託仕様書」のとおり

4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行にあたって、上記の目的を達成するためには、移住・定住に関する知識だけでなく、文化・芸術や地域活性化等に関する知識等も必要になることから、公募型プロポーザル方式により企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定する。

5 提案上限額

上限額：6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 委託業務期間

契約締結日（平成29年6月中旬予定）から平成29年12月31日まで

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号による「入札参加有資格者登録名簿」に登録されている者又は地方公共団体等で本事業に類似する業務もしくは同等程度の履行実績がある者。
- (2) 大分市の契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除

く)でないこと。

- (6) 過去に地方公共団体等が発注したもので、本業務と類似する業務又は同等程度の履行実績があること。

2 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問期限：公告日から平成29年5月29日(月)正午まで
②質問方法：質問書(様式第1号)により、電子メールにて受け付ける。
電子メール：kikaku@city.oita.oita.jp
※送信時、件名に「アーティスト移住プロポーザル質問」を付けること。
※送信後に、企画課まで送信した旨の電話をすること。
※質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る

(2) 回答

- ①回答日：平成29年5月30日(火)
②回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、市のホームページ上で回答する。

3 参加申込書提出

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式第2号)
②会社の概要が分かる書類(任意様式、パンフレット可)
③本業務と類似する業務または同等程度の履行実績が分かる書類(事業実績表及び契約書<履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ>の写し等)

(2) 提出期限

平成29年6月1日(木)正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る)による。

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出場所

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎5階 企画部企画課
TEL:097-537-5603(直通) FAX:097-534-6182

(6) 参加資格確認結果の通知

参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。

併せて、参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

4 提案書の提出

(1) 提出書類

- ①提案書
②提案企業概要・事業実績に関する提案書
③調査項目に関する提案書
④モデル事業に関する提案書
⑤委託価格(見積価格)に関する提案書

(2) 提出期限

平成29年6月7日(水)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

(4) 提出部数

正本1部 副本10部(正本1部以外はコピー可とする。)
※確認しやすい場合は、カラーで作成すること。

(5) その他

- ① 提出書類は、A4 判縦の左綴じ 2 穴ファイル綴で横書きとする。
資料の作成上、A3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A3 判の利用は可。
- ② 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

5 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	平成 29 年 5 月 22 日 (月)
2	質問書の提出期限	平成 29 年 5 月 29 日 (月) 正午まで
3	質問書に対する回答	平成 29 年 5 月 30 日 (火)
4	参加申込書の提出期限	平成 29 年 6 月 1 日 (木) 正午まで
5	参加資格確認結果の通知	平成 29 年 6 月 2 日 (金)
6	提案書の提出期限	平成 29 年 6 月 7 日 (水) 17 時 15 分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	平成 29 年 6 月 9 日 (金)
8	選定結果の通知・公表	平成 29 年 6 月 16 日 (金)
9	契約内容の調整	平成 29 年 6 月 16 日 (金) ~23 日 (金)

6 プレゼンテーション

- (1) 出席者 3 名以内とする。
- (2) 実施時間 30 分以内とする。
(提案書説明 20 分 質疑応答 10 分程度、機器等の設置・撤去時間を含む)
- (3) 設営 プロジェクター・パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること。
- (4) その他 順番は提案書の受付け順とする。

7 選考方法及び選考基準

選定するにあたり、参加申込者のうち参加資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行う。

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。なお、最高得点者が複数いる場合には、その中の見積額の一番低い者を選定する。

(1) 評価基準及び配点

	評価基準	配点
1	提案企業概要・事業実績に関する提案書	10 点
2	調査項目に関する提案書	50 点
3	モデル事業に関する提案書	20 点
4	委託価格（見積価格）に関する提案書	20 点
	合 計	100 点

(2) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。
また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合

- ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他、選定委員会が不相当と認めた場合

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。
併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

8 契約内容の調整

契約候補者と市との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。
なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

10 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

11 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

12 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

13 その他

- ① 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加業者の負担とする。
- ② 参加業者が 1 社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- ③ 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

14 問合せ先

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市役所本庁舎 5 階
大分市企画部企画課
担当者：須浦、山口、松本
TEL：097-537-5603（直通）
FAX：097-534-6182 メール：kikaku@city.oita.oita.jp